

令和2年度財政投融资計画編成 における政策評価の活用

令和2年3月
理財局

◆ 主な活用事例

《独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構》

- 物流施設融資事業（仮称）

<施策の概要>

- 物流施設の新設、更新、機能強化等を図る流通業務総合効率化事業を支援する。

<要求省庁・機関における政策評価>

① 政策的必要性

我が国の経済成長と国民生活を支えるインフラである物流機能を持続的に発揮するため、長期かつ安定的な資金供給を行うことが必要である。

② 民業補完性

投資回収期間が長い施設の整備促進を図るため、民間金融機関だけでは対応が困難な長期・固定の資金供給を行う。また、民間金融機関との協調融資を前提とすることで、民間の参画機会も十分に確保する。

③ 有効性

民間金融機関との協調した支援を行うことで、資金ニーズへの対応を図りながら、流通業務総合効率化事業を促進する。

④ その他（財務の健全性への影響等）

物流総合効率化法の枠組みを活用し、安定的な賃料収入等による長期的な収益性が見込まれる事業のみを対象とするため、特段の懸念はない。



<理財局における政策評価>

政策的必要性（①）については、物流の生産性向上を図り、物流分野における労働力不足等の課題を解決するため、流通業務総合効率化事業の実施の観点から政策上の対応が必要なものであり、認められる。

民業補完性（②）については、財政投融資を活用することで、民間金融機関の役割を補完し、民間の取組みを後押しすることから、認められる。

有効性（③）については、民間金融機関と協調した上で流通業務総合効率化事業を効果的に進めることができることから、認められる。

財務の健全性への影響（④）については、国土交通大臣が認定した流通業務総合効率化事業のうち、長期的な収益性が見込まれる事業として機構が選定したものに限り、支援対象とすることとした。今後、機構において選定に向けた所要の体制整備を図ることが重要である。



<政策評価の結果>

流通業務総合効率化事業への支援は、物流分野における労働力不足等の課題を解決するため、共同輸送及び輸送網の集約による物流効率化を推し進めるものである。また、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」における、認定流通業務総合効率化事業の枠組みを活用し、長期的な収益性が見込まれる事業として機構が選定したものに限り、支援対象とすることから、これに必要な財源として、令和2年度の財政投融资の要求（財政融資5億円）を認めることとした。